

# 持込検査を受ける認証工場の皆様へ

平成31年4月から、軽自動車においても自動車(予備)検査証に認証番号が記載されますので、申請書の「整備工場コード」欄に認証番号の記入をお願いいたします。

なお、認証番号の記入は必須です。

## 対象手続き

- ・新規検査（中古に限る）
- ・予備検査（中古に限る）
- ・継続検査

※構造等変更検査は対象外です。

山口運輸支局のコード：75

### 新規検査・予備検査（軽第1号様式）

運輸支局コード: 75  
認証番号: 00000

【認証番号を記入】※Yを除き5桁の数字にする

例) 3Y002の場合 → 30002

3Y1000 → 31000

(注1) 実際に受検した認証工場の認証番号を記入してください。

(注2) 指定工場の方が持込検査を受検した場合は指定番号でなく、認証番号を記入してください。

### 継続検査（軽専用第2号様式）

(注3) 走行距離の記入は不要となります。

※指定工場で車検を実施した場合は、従来のおり「指定番号」での記入になります。  
 ※記入していただいていた検査票の走行距離欄の記入も不要となります。